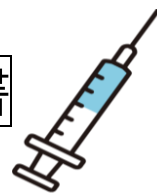




新型コロナウイルス感染症予防接種 説明書



【新型コロナウイルスについて】

令和元年12月末、中国湖北省武漢市で原因不明肺炎の集団発生が公表され、令和2年1月にはその原因は新型コロナウイルス感染であることが発表され、国際的には病名はCOVID-19とされた。日本国内では、令和5年5月まで8回の流行の波に見舞われたが、第8波が減少傾向となった令和5年5月8日、感染症法の五類感染症に位置付けられた。

潜伏期間は、オミクロン株となってからはそのほとんどが2～3日と短くなっている。感染経路は飛沫感染が中心であるが、閉鎖空間でのエアロゾル感染がある。接触感染もあり得るが、頻度は低い。

呼吸器感染症のため、症状は発熱・咽頭痛・咳などが中心である。2歳未満や基礎疾患のある場合は、重症化のリスクがあるとされている。高齢者での重症化率、致死率は高い。

【予防接種の効果】

ワクチン接種には、発症予防や重症化（入院）予防の効果があることが国内外の多くの報告で確認されている。なお、既感染者であっても再感染することも稀ではない。また、ワクチン接種による追加の発症予防効果が得られることも確認されている。さらに、いずれの年齢群においても、重症化（入院）予防効果は発症予防効果より高いことが確認されている。

【予防接種を受けることが適当でない方】

- ① 接種当日、明らかに発熱*のある方
*接種会場で測定した体温が、通常37.5℃以上の場合を指す。
- ② 重篤な急性疾患にかかっている方
- ③ 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシー*を起こしたことのある方
*通常、接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応を指す。
- ④ 接種液の成分に対し、アナフィラキシーなど重度の過敏症*の既往歴のある方
*アナフィラキシーや、全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状を指す。
- ⑤ その他、接種担当医師が不適当な状態と判断された方

【予防接種を受ける際に担当医師とよく相談する必要がある方】

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方
- ② 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ③ 過去にけいれんの既往のある方
- ④ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- ⑤ 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある方
- ⑥ 抗凝固療法を受けている方、血小板減少症又は凝固障害を有する方

【接種回数・方法】

回数：実施期間内に、1人につき1回

方法：筋肉内注射

【副反応について】

接種後に接種部位の痛みや倦怠感、頭痛、発熱等、様々な症状が確認されているが、ほとんどが軽度又は中等度であり、現時点で得られている情報からは、安全性に重大な懸念は認められてないと判断されている。

また、年長者である方が副反応出現率は低いともされている。なお、国内での検討では、若年男性を中心に、ブライトン分類レベル1～3の心筋炎、心膜炎が報告されている。

また、国内において重篤な副反応としてアナフィラキシーが報告されており、接種後30分はその場で健康観察をすること並びに接種後数日の間に胸痛、動悸、息切れ、むくみなどの症状があった場合は医療機関の受診が必要である。

予防接種の副反応により健康被害が生じた場合

万が一、新型コロナワクチンの接種によって引き起こされた副反応により、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済制度や予防接種事故賠償補償保険に基づく給付を受けることができます。

申請に必要な手続き等については、予防接種を受けられた時に住民票を登録していた市町村にご相談ください。

●予防接種健康被害救済制度について

定期接種（B類疾病の予防接種）によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることが出来ます。健康被害の程度等に応じて、医療費や医療手当、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることが出来ます。

●予防接種事故賠償補償保険に基づく給付について

予防接種が原因で死亡した場合や身体に障害が生じた場合、その健康被害の程度に応じて、町が加入する保険から健康被害死亡補償保険金もしくは障害補償保険金が支給されます。

健康被害が今回の予防接種の副作用によるものかどうかの判断については、保険会社で事故調査を行ったうえで、支給の可否を決定します。

【お問い合わせ先】

小国町役場 福祉課 ☎46-2116

南小国町役場 町民課 ☎42-1113